令和8年度新潟県立柏崎工業高等学校修学旅行 事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立柏崎工業高等学校修学旅行事業委託

- (2) 事業の目的
 - ・戦争の史跡を訪れ、平和の大切さについて学ぶ。
 - ・本校の特色を生かし、工場見学などを通して将来の進路決定に生かせるような体験をする。
 - ・地域の風土から生まれた文化や伝統・歴史を学ぶ。
 - ・旅行を通して生徒同士の親睦を深めるとともに、集団行動における協力する姿勢やルールを 尊重する態度を養う。
 - ・民泊等、日常ではできない体験をすることによって視野を広げる。
- (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 参加人数(予定)

94 名(生徒 89 名、引率教員 5 名)

(5) 業務内容

別紙「新潟県立柏崎工業高等学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

130,000円(事前・事後指導、保険料、消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)に、高等学校及び中等教育学校 に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績があること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)に規定する暴力団 及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時:令和7年4月21日(月) 15時40分~ 最大1時間程度
- (2) 会場:柏崎工業高等学校会議室
 - ※ 説明会参加を希望する場合は、4月18日(金)17時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、E-mailをファックスまたはメールにて連絡願います。(様式任意)

- 4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知
 - (1) 参加申込
 - ア提出書類 各1部
 - (7) 別紙様式1 「参加申込書」
 - (4) 別紙様式2 「会社概要」
 - (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」
 - 4 申込期限:令和7年5月2日(金)17時(必着)
 - り申込先:問合せ先に同じ
 - ェ方 法:持参、郵送、FAX 又は電子メール
 - (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、5月7日(水)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

- 5 募集要領の内容についての質問受付及び回答
 - (1) 質問受付
 - ア期限:令和7年4月30日(水)17時
 - イ 受付場所:問合せ先に同じ
 - り 方法:持参、郵送、ファックス又は電子メール (様式任意)
 - (2) 回答
 - ア期日:令和7年5月1日(木)
 - イ回答先:上記4により申込のあった全参加者
- 6 企画提案書作成要領
 - (1) 提出書類
 - 7 企画提案書 6部(下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。)
 - (ア) 基本的な考え方
 - ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針
 - (イ) 実施体制
 - ① 現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制
 - ② 添乗員の実績及び体制
 - (ウ) 行程
 - ① 交通手段
 - ② 宿泊施設の概要、安全性
 - (I) 事前·事後研修、現地研修
 - ① 研修の内容やねらい、効果
 - ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等
 - (オ) 安全管理
 - ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
 - ② 保険の内容
 - 亻見積書 6部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること(様式任意)

(2) 提出期限

ア期限:令和7年5月9日(金)17時(必着)

イ 提出先:問合せ先に同じ ウ 方法:持参又は郵送

(3) 留意事項

ア参加者は1つの提案しかできないこと

イ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 提案者プレゼンテーションの実施

提案者は令和7年5月13日(火)に提案内容について、プレゼンテーションを実施する。 なお、詳細については、別途通知する。

8 審査要領

審査方法は審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき 審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

審查基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対す	①事業目的を適切に理解しているか。	10
る考え方	②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	
	①スムーズで無理のない行程であるか。	
行 程	②負担の少ない交通手段が確保されているか。	10
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。	
	②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。	25
	③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	
	④学校側と常に連携をとる姿勢が見られるか。配点 10 点	
現地研修	①研修内容は具体的であるか。	
	②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。	
	③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。	30
	④添乗員、現地コーディネーター、旅行会社の体制は十分であるか。	
	⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。配点 10 点	
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。	
	②保険の内容は十分なものとなっているか。	15
	③宿泊施設の安全性は確保されているか。	
費用	①研修を達成するための適正な価格となっているか。配点 10 点	10
計		100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

10 日程

説明会4月21日(月)

・プロポーザル参加申込5月 2日(金)

・プロポーザル参加資格の審査・確認結果通知 5月 7日(水)

・企画提案書の提出 5月9日(金)

・プレゼンテーション実施 5月13日(火)

審査結果通知5月15日(木)発送(FAXもしくは mail にて)

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う(契約書の作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒945-0061 柏崎市栄町5番16号

新潟県立柏崎工業高等学校 1学年主任:神保 良博

電話番号: 0257-22-5178 FAX: 0257-24-3705

E-Mail: jimbo.yoshihiro@nein.ed.jp

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した 者
- り 期限後に提案書を提出した者
- エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者